

京都市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要領

平成 27 年 3 月 31 日 生活福祉部長決定

令和 元年 12 月 27 日 一部改正（生活福祉部長）

令和 7 年 3 月 11 日 一部改正（生活福祉部長）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、京都市内における生活困窮者就労訓練事業の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定の手續）

第 2 条 法第 16 条第 1 項に基づく就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 20 条に定める様式に基づく申請書（様式 1）を、京都市長に提出すること。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 就労訓練を行う建物等の平面図及び写真
- (2) 事業所概要や組織図など事業の運営体制に関する書類（参考様式参照）
- (3) 貸借対照表、収支計算書、予算書などの申請者の財政的基盤に関する書類
- (4) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (5) 誓約書（様式 2）
- (6) その他市長が必要と認める書類（登記事項証明書等）

ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合等については、

(1)～(5)を省略することができるものとする。

3 市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を命じるものとする。

（認定の対象）

第 3 条 就労訓練事業の認定は、事業所ごとに行うものとする。ただし、認定制度の趣旨に鑑み、別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合（農産物の生産・加工・販売が一体的実施されているなど）は、一括して認定を行って差し支えないこととする。

（認定基準）

第 4 条 市長は、就労訓練事業の認定申請があった場合、当該事業の内容が次に掲げる認定基準に適合し、かつ当該申請手続がこの要領に違反していないと認めるときは、就労訓練事業として認定をするものとする。

2 就労訓練事業の認定基準は、規則第 21 条各号に基づき、以下のとおりとす

る。

(1) 就労訓練事業を行う者に関する要件

ア 法人格を有すること。

イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ利用者を受け入れること。

エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(エ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(キ) 破産者で復権を得ない者

(ク) 役員のうちに(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者がある者

(ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2) 就労等の支援に関する要件

利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

ア イに掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

イ 利用者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(ア) 利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

(イ) 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

(ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講じること。

(3) 安全衛生に関する要件

利用者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者に該当する場合は、安全衛生その他の作業要件について、同法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づく取扱いをすること。また、労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合であっても、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

利用者が労働基準法第9条に規定する労働者に該当する場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償について労働者災害補償保険法（平成27年法律第17号）等の規定に基づく取扱いをすること。また、労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

(認定通知等)

第5条 市長は、認定を行ったとき又は行わなかったときは、申請者に対し、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式3）又は生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式4）により通知しなければならない。

(事業の変更及び廃止時の届け出)

第6条 認定を受けた事業者は、認定就労訓練事業について、申請書に記載する内容のうち、事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名について、変更しようとする場合は、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式5）により市長に届け出なければならない。

2 認定を受けた事業者は、認定就労訓練事業について、申請書に記載する内容のうち、前項を除く内容について変更があった場合は、速やかに認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式6）により、市長に届け出なければならない。

3 認定を受けた事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式7）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第7条 市長は、法の施行に必要な限度において、認定を受けた事業者に対し、報告徴収書(様式8)により報告を求めることができる。

(認定の取消)

第8条 市長は、認定を受けた事業者が、第7条に基づく報告の徴収に従わなかった場合又は認定に係る就労訓練事業が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、認定を受けた事業者に対し、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書(様式9)により、その旨を通知する。

(提出部数)

第9条 この手続により市長に提出する書類及び添付書類の提出部数は、2部(正本1部及び副本1部)とする。ただし、認定を受ける事業所が2か所以上の場合、それぞれ事業所ごとに2部ずつとする。

附 則(平成27年 3月31日決定)

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和 元年12月27日決定)

(施行期日)

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和 7年 3月11日決定)

(施行期日)

この要領は、決定の日から施行する。

様式 1（規則第 20 条関係）

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

年 月 日

（申請先）

京 都 市 長 様

申請者

主たる事業所の所在地

名 称

代表者の職・氏名

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)			
	法人番号（注）				
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号（ ）			
		電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
代表者の氏名	(フリガナ)				
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名 称	(フリガナ)			
	所在地及び連絡先	郵便番号（ ）			
		電話番号		FAX番号	
	責任者の氏名	(フリガナ)			
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数				
	内容				
	就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	(フリガナ)			

（注） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条の規定により国税庁長官が指定した法人番号

様式 2（規則第 20 条関係）

誓 約 書

年 月 日

京 都 市 長 様

申請者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名

年 月 日付で行った生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）第 21 条第 1 号ハ関係）。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること（規則第 21 条第 1 号ニ関係）。
- 4 規則第 21 条第 1 号ホ（1）から（9）までのいずれにも該当しない者であること。

(参考) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 1 号ホ

(1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

(2) 法第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(7) 破産者で復権を得ない者

(8) 役員のうちに（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者

(9) （1）から（8）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、規則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 雇用型・非雇用型を問わず、生活困窮者就労訓練事業の利用者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者に該当する場合は、安全衛生その他の作業要件について、同法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づく取扱いをすること。また、労働基準法第 9 条に規定する労働者に該当しない場合であっても、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること（規則第 21 条第 3 号関係）。
- 7 利用者が労働基準法第 9 条に規定する労働者に該当する場合は、生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償について労働者災害補償保険法（平成 27 年法律第 17 号）等の規定に基づく取扱いをすること。また、労働基準法第 9 条に規定する労働者に該当しない場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（規則第 21 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成 30 年 10 月 1 日付社援発 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知：別添）」を遵守すること。

保 生 生 第 ○ 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

京都市長 〇〇 〇〇

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注） 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第 2 種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。

保 生 生 第 ○ 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

京都市長 〇〇 〇〇

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

様式 5（規則第 22 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

京 都 市 長 様

届出者

主たる事業所の所在地

名 称

代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の 名称及び所在地	
変更予定年月日	年 月 日

認定生活困窮者就労 訓練事業が行われる 事業所の名称、所在 地、連絡先及び責任 者の氏名（規則 22 条第 2 号）に関する 変更内容	
---	--

様式 6（規則第 22 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

京 都 市 長 様

届出者

主たる事業所の所在地

名 称

代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更年月日	年 月 日

	認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名（規則第 22 条第 1 号）	
	認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数（規則第 22 条第 3 号）	
	認定生活困窮者就労訓練事業の内容（規則第 22 条第 4 号）	
	就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名（規則第 22 条第 5 号）	

※ 変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

様式 7（規則第 23 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

年 月 日

京 都 市 長 様

届出者

主たる事業所の所在地

名 称

代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 23 条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の 名称及び所在地	
廃止年月日	年 月 日

保 生 生 第 ○ 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

京都市長 〇〇 〇〇

報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 29 条の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	年 月 日

保 生 生 第 ○ 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

京都市長 〇〇 〇〇

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

年 月 日付で行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり取消したので通知します。

取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
取消となった理由	

(参考様式)

事業の運営体制に関する書類に関する申出書

令和 年 月 日

京都市長 様

申請者 { 主たる事業所の所在地
名称
代表者の職・氏名

※ 本申出書の記載内容が含まれるパンフレット等を提出することでも可とする。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ()			
		電話番号		FAX番号	
		Eメールアドレス			
	沿革				
	目的 (事業内容)				
企業全体の従業員数					
企業全体の組織図					

生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名 称	(フリガナ)			
	所在地 及び連絡先	郵便番号 ()			
		電話番号		F A X 番号	
		E メールアドレス			
	事業所の従業員数				
事業所の組織図 (支援体制)	※協力事業所等がある場合は、協力事業所等の名称、事業内容、協力体制等を含めて記載すること。				
特記事項	※就労訓練事業を利用する生活困窮者が主に従事する予定の業務内容、障害者の雇用状況等を記載すること。				